

注記(全体財務書類)

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
 - 取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- 市場価格があるもの……………会計年度末における市場価格
- 市場価格のないもの……………取得原価(出資金額)

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 2 年～ 50 年
 - 工作物 6 年～ 60 年
 - 物品 1 年～ 20 年
- ② 無形固定資産……………定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
長期貸付金については、徴収不能の可能性が極めて高い債権について徴収不能見込額を計上しています。
- ② 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ③ 損失補償等引当金
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。
- ④ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) 消費税等の会計処理消費税等の会計処理は、税込方式によっています。
ただし、公営企業法の財務規定を適用している会計は、税抜方式によっています。

(7) 連結対象会計の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない連結対象団体については当該連結対象会計の決算を基礎として連結手続を行っています。が、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 連結対象団体(会計)

団体(会計)名	区分	連結の方法
病院事業会計	地方公営企業会計	全部連結

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したもとして調整しています。